



宮 崎 県 公 報

平成22年2月25日(木曜日)第2161号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定(4件)……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………() 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 2	
○落札者等の公告…………… 3	
教育委員会規則	
○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 3	
教育委員会告示	
○宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示…………… 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4	

告 示

宮崎県告示第84号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字伊比井字元越530-1、530-2、531から534まで、535-イ、535-ロ、536、大字益安字牧内2686、2688-9、2700、2701-1、2701-イ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字元越530-1・536・字牧内2686・2688-9・2701-1(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)、2700
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第85号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字日野平乙2322-1、乙2322-3、乙2322-8、乙2322-9
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第86号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原3831、3834-1、3879
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字紋原3831・3834-1・3879(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第87号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字ヲモウチ山5166-3、字佐礼5172-1、5173-1、5174-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字ヲモウチ山5166-3・字佐礼5172-1・5173-1・5174-2(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第88号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年2月25日から平成22年3月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
219	県道	日向長井停車場線	延岡市北川町長井字新道6157番9地先から同市同町長井同字6157番9地先まで	旧	10.0 ~ 15.4	41.9
				新	8.6 ~ 11.4	41.9

宮崎県告示第89号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年2月25日から平成22年3月11日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
337	県道	城ヶ崎清武線	宮崎市大字郡司分字尾次田木乙2561番1地先から同市同大字字次田木乙797番1地先まで	平成22年2月25日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 好 也	延岡市北川町長井 236番地
理 事	田 野 尚 利	延岡市北川町長井 524番地-17
理 事	木 本 一 男	延岡市北川町長井5624番地
理 事	盛 武 実	延岡市北川町長井4430番地-1
理 事	小 野 鉄 行	延岡市北川町長井3984番地-1
理 事	広 瀬 信 晴	延岡市北川町長井3214番地-2
理 事	平 田 義 男	延岡市北川町長井1194番地-1
理 事	広 瀬 光 義	延岡市北川町長井5268番地-2
理 事	甲 斐 林	延岡市北川町長井5374番地
理 事	甲 斐 陸 章	延岡市北川町長井5284番地
監 事	木 本 勝 美	延岡市北川町長井5525番地-1
監 事	佐 藤 友 一 郎	延岡市北川町長井4009番地
監 事	黒 木 重 代 司	延岡市北川町長井 232番地

(任期：平成23年5月5日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 友一郎	延岡市北川町長井4009番地
理 事	伊 藤 利 幸	延岡市北川町長井4396番地
理 事	沢 野 照 之	延岡市北川町長井2987番地 - 2
理 事	河 野 良 一	延岡市北川町長井1307番地 - 1
理 事	大久保 眞 直	延岡市北川町長井 321番地
理 事	小 谷 のり子	延岡市北川町長井 307番地
理 事	木 本 富 夫	延岡市北川町長井5642番地 - 1
理 事	松 本 進 一	延岡市北川町長井5410番地 - 7
理 事	甲 斐 君 博	延岡市北川町長井5372番地
理 事	近 藤 秀 子	延岡市北川町長井5284番地

監 事	木 本 勝 美	延岡市北川町長井5525番地 - 1
監 事	盛 武 平一郎	延岡市北川町長井3912番地
監 事	黒 木 重代司	延岡市北川町長井 232番地

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年2月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
自治体クラウド開発実証事業におけるASP・SaaS業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
行政システム九州・OLGO共同企業体
福岡市博多区東平尾1丁目3番3号
- 5 落札金額
294,000,000円
- 6 総合評価一般競争入札の公告を行った日
平成21年12月10日

教育委員会規則

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月25日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第2号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(通学区域)</p> <p>第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)</td> <td>宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	区 域	[略]		県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)	宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡	[略]		<p>(通学区域)</p> <p>第3条 入学すべき幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)</td> <td>宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	区 域	[略]		県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)	宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡	[略]	
学 校 名	区 域																
[略]																	
県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)	宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 宮崎郡 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡																
[略]																	
学 校 名	区 域																
[略]																	
県立都城さくら聴覚支援学校 (高等部を除く。)	宮崎市 都城市 日南市 えびの市 小林市 串間市 東諸県郡 北諸県郡 西諸県郡																
[略]																	

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年2月25日

宮崎県教育委員会告示第2号

宮崎県教科用図書採択地区の一部を改正する告示

宮崎県教科用図書採択地区（昭和39年宮崎県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
採択地区名	地域の区分	採択地区名	地域の区分
宮崎採択地区 [略]	宮崎市、宮崎郡、東諸県郡	宮崎採択地区 [略]	宮崎市、東諸県郡

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年2月15日現在次のとおりである。

平成22年2月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,746人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,883人

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年2月15日現在次のとおりである。

平成22年2月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,291人